

地区外等からの建設資材調達に係る設計変更の運用

1 趣旨

災害により、建設資材調達に道路を迂回せざるを得ない場合や、建設資材の供給不足が生じ受注者が地区外から建設資材を調達せざるを得ない場合等における、建設資材調達に要する購入費及び輸送費の設計変更について、以下のとおり必要な事項を定める。

2 対象工事

次のいずれかを満たす工事を対象とする。

- (1) 宮崎県環境森林部が発注する工事
- (2) 宮崎県農政水産部が発注する工事
- (3) 宮崎県県土整備部が発注する工事

3 対象地域

県内全域

4 対象建設資材

本運用の対象となる建設資材は、下表のとおりとする。

対象建設資材	設計変更の対象
生コンクリート	購入費（現場着単価）
アスファルト合材	
モルタル、砂、吹付用砂、粗骨材、割栗石、割詰石、クラッシャーラン、再生クラッシャーラン、粒度調整碎石、舗装用碎石、シラス、捨石、中詰用砂	
積ブロック	
仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）	輸送費（基地から現場までの距離）

※地区とは、土木工事設計材料単価表及び土地改良工事設計材料単価表に示す36地区をいう。

5 事前協議

- (1) 受注者は、当初契約締結後に、対象建設資材等を迂回して調達せざるを得ない場合、又は、建設資材の供給不足が生じ地区外から調達せざるを得なくなった場合には、工事現場に建設資材を搬入する前に、次の事項を記載した「工事打合簿」により、発注者と協議する。

なお、記載事項に関する説明資料の提出を発注者から求められた場合には、これに応じなければならない。

1) 迂回して調達せざるを得ない場合

- ① 迂回して調達する資材の名称・規格及び製造地区、輸送基地の名称
- ② 迂回して資材を調達せざるを得ない理由
- ③ 当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由
- ④ 建設資材（購入費又は輸送費）の見積書
- ⑤ その他発注者が必要と認めた事項

2) 建設資材の供給不足が生じ地区外から調達せざるを得ない場合

- ① 地区外から調達する資材の名称・規格及び製造地区、輸送基地の名称
- ② 地区外から資材を調達せざるを得ない理由
- ③ 当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由
- ④ 建設資材（購入費又は輸送費）の見積書
- ⑤ その他発注者が必要と認めた事項

- (2) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- (3) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置を行う場合がある。

- (4) 発注者は、受注者から(1)に規定する協議が提出されたときは、その内容の確認・検討を行い、その結果を「工事打合簿」の回答欄に設計変更の有無を記載し、受注者へ回答する。

6 設計変更協議

- (1) 受注者は、設計変更を請求する場合は、「工事打合簿」に次の資料を添付し発注者に報告する。

- ① 建設資材変更数量調書(任意様式)
- ② 取引価格が証明できる資料(契約書等)
- ③ 使用証明資料(納品書等)

なお、添付する取引価格が証明できる資料は、原本を提示のうえ写しを提出するものとし、受注者名、使用資材名、規格・形状、数量等が記載されていなければならない。

7 特記仕様書への記載

対象工事については、次の例を参考に特記仕様書に明示すること。

第●条 地区外等からの建設資材調達に係る設計変更について

- 1 本工事の建設資材について、災害により、建設資材調達に道路を迂回せざるを得ない場合、又は、建設資材の供給不足が生じ地区外から建設資材を調達せざるを得ない場合には、工事現場に建設資材等を搬入する前に、事前に監督職員と協議する。
また、購入費（現場着単価）及び輸送費について、建設資材変更数量調書（任意様式）及び取引価格が証明できる資料を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。
発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置を行う場合がある。

本運用の対象となる建設資材は、下表のとおりとする。

対象建設資材	設計変更の対象
生コンクリート	購入費（現場着単価）
アスファルト合材	
モルタル、砂、吹付用砂、粗骨材、割栗石、割詰石、クラッシャーラン、再生クラッシャーラン、粒度調整砕石、舗装用砕石、シラス、捨石、中詰用砂	
積ブロック	
仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）	輸送費

※地区とは、土木工事設計材料単価表及び土地改良工事設計材料単価表に示す36地区をいう

- 2 地区外等からの建設資材調達に係る設計変更の運用については、宮崎県ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>地区外等からの建設資材調達に係る設計変更の運用について）から入手できる。

※令和4年11月28日時点で契約中の工事は、上記を参考に指示書で対応すること。

附則

この運用基準は、令和4年11月28日から施行する。